

公募要領より抜粋

1. 事業名

令和3年度 子供の読書活動の推進「新しい生活様式」などを踏まえた読書活動の推進

2. 事業の趣旨

子供の読書活動は、子供が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。子供の読書活動を巡っては、1か月の間に1冊も本を読まない子供の割合を示す「不読率」について、小中学生の値は中長期的には改善傾向にあるものの、高校生の値は依然として高い状況にある（注1）。また、小中高のいずれの段階においても第三次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が目標としていた進捗での改善は図られていない（注2）。このことについては、中学生までの読書習慣の形成が不十分である、また高校生になり読書の関心度合いが低下しているといった分析がなされており、これらの分析も踏まえて策定された第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年4月閣議決定。以下「第4次計画」という。）では、子供の読書習慣の形成に向けて、乳幼児期から発達段階に応じた効果的な取組を推進することや、友人同士で本を薦め合うなど読書への関心を高める取組を充実させることなどを掲げている。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、「新しい生活様式」などを踏まえた、新たな読書活動の先導的なモデルの構築が必要となっている。

上記を踏まえ、本事業では、子供が自主的に読書活動を行うことができるよう、子供の読書習慣の形成に向けて、「新しい生活様式」や第4次計画を踏まえた、新たな読書活動のモデルを構築するための取組を実施するとともに、その成果や課題について検証、分析を行い、効果的な取組のモデル化を試みるものである。

注1 令和元年5月の不読率は、小学生6.8%、中学生12.5%、高校生55.3%（出典：公益社団法人全国学校図書館協議会、毎日新聞社「学校読書調査」）

注2 第三次計画において定めた不読率の目標値は、平成29年において、小学生3.0%、中学生12.0%、高校生40.0%

3. 事業の内容

教育委員会等は、「新しい生活様式」や第4次計画を踏まえた、新たな読書活動のモデルなどを構築するため、次の取組を行う。

○読書活動推進モデル事業

具体的には下記（1）～（4）を実施する。

（1）企画運営委員会の設置

本事業の委託を受けようとするときは、企画運営委員会を組織すること。

① 構成

行政、学校、図書館、子供の読書活動に携わる団体等の関係者により構成する。

② 役割

- ・事業の在り方や効果的な実施方法等の検討
- ・事業の成果指標の妥当性等の検討
- ・事業の成果や課題についての検証、分析 等

※なお、政令指定都市、市区町村、政令指定都市教育委員会又は市区町村教育委員会が本事業の委託を受けようとするときは、既存の子供の読書活動に関する委員会等において、上記の企画運営委員会を代替することができる場合に限り、この企画運営委員会を設置し

ないことができることとする。

(2) 子供の読書活動の推進のための取組の実施

地域の実情に応じた、以下の取組を実施すること。

①「新しい生活様式」を踏まえた読書活動のモデルの構築に向けた取組の実施

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの図書館が休館となり、図書館が利用できない事態となったことを踏まえ、このような緊急事態であっても、オンラインの活用など非来館サービスの実施や「新しい生活様式」を踏まえた新たな読書活動の取組を実施すること。

(具体的な活動の例)

- ・ zoom などオンラインを活用した図書館や学校間・地域におけるビブリオバトルや読み聞かせ会
- ・ 「新しい生活様式」を踏まえた、図書館における読書会、読み聞かせ会
- ・ 不読者を対象とした電子書籍を活用した読書推進の取組

② 高校生の不読率の改善の取組

不読率の高い高校生の読書習慣の形成に向けて、高等学校において様々な読書活動を実施する。

※取組の計画及び実施に当たっては、読書に関する発達段階の特徴として、例えば以下のような指摘があることを踏まえつつ、高校生の読書能力に応じた適切で効果的な方法となるよう留意すること。

④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

(出典) 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」

※都道府県又は都道府県教育委員会が事業主体となり、域内の複数の高等学校において、多様な事業を実施することとし、読書活動の取組の効果を比較検証できる内容とすること。

※特に読書習慣のない生徒を対象とした読書へのきっかけ作りのための学校における読書活動の取組や友人同士で本を薦め合うなど読書への関心を高める取組を充実させること。

(具体的な活動の例)

- ・ 学校における読書推進の取組（全校一斉読書、授業等での学校図書館の利活用 等）
- ・ 友人同士での本の薦め合いの取組（ビブリオバトル、ブックトーク 等）

③ 困難を抱える子供の読書活動支援の取組の実施

貧困問題等様々な困難を抱える子供の読書活動を支援する取組を実施する。

実施に当たっては、その効果測定の見点から、実施前の子供の読書活動を取り巻く状況や数的指標を把握しておくこと。

(具体的な活動の例)

- ・スクールソーシャルワーカーや家庭教育支援チームとの連携による、訪問時における読書習慣の形成支援。
- ・「こども食堂」の場などを利用した読み聞かせや朗読会等
- ・図書館における視覚障害児・外国籍児童等への読書支援

(3) 取組の効果に対する検証、分析

(2)により実施した取組の結果について、(1)の企画運営委員会においてその効果の検証、課題の分析を行い、議事録もしくは報告書を作成し文部科学省へ提出する。左記の作業に当たっては、各地域において従前より測定している子供の読書活動に関する指標等を用い、取組実施前と実施後の数値の変化などにより事業効果を客観的に測定したり、取組に参加した児童生徒に対するアンケート調査などを行ったり、子供の読書習慣の形成に対し成果のあった要因について分析を行ったりする。また成果の見られなかった取組についてもその要因や改善策などを検証する。更に、他の地域における実践の参考となるよう、共通性のある課題に対し、解決策を提言する等、取組のモデル化を可能とするような分析や普及を行うこと。

(4) 取組の成果の普及、啓発

上述した報告書等や本事業によって得られた成果物(実施報告書や、本事業により作成した副教材・指導資料等)は、報告書の配布やホームページへの掲載等を通じて、広く普及・啓発を図ること。その際、副教材・指導資料等の成果物は、編集可能なデータ形式でホームページに掲載するなど、他の地域や学校において活用しやすいものとなるよう配慮すること。なお、成果物のホームページへの掲載は、事業完了後、3年間は実施するよう努めること。